

兵庫県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.1E-2	1.2E+0	9.2E+1	93.0
64	エトフェンプロックス	8.2E+1	1.7E+1	7.0E+1	2.1E+1	190.2
117	テブコナゾール				7.7E+0	7.7
139	トラロメトリン			7.1E+0	2.5E+0	9.6
140	フェンプロパトリン			9.8E+0		9.8
153	テトラメトリン	7.2E+2	1.2E+1	8.9E+2		1,627.0
181	ジクロロベンゼン	1.4E+3	2.6E+2			1,699.2
225	トリクロロホン		8.9E+0			8.9
248	ダイアジノン		8.2E-1			0.8
251	フェニトロチオン		2.1E+2	1.2E+1		220.6
252	フェンチオン	1.6E+1	8.0E+1	1.6E+1		111.7
256	デカン酸				1.3E-1	0.1
350	ペルメトリン	1.3E+2	5.4E+1	1.4E+2	7.2E+1	399.9
405	ほう素化合物		9.7E-1	1.2E+2	3.6E+0	125.5
427	カルバリル			6.4E+2		642.6
428	フェノブカルブ			4.0E+2	2.2E+2	621.2
457	ジクロロボス	2.8E+2	9.0E+2			1,184.4
合 計		2.7E+3	1.5E+3	2.3E+3	4.2E+2	6952.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等